

三重県建設産業活性化プラン検討会議設置要領

(設置)

第1条 三重県の地域における建設業のあるべき姿を実現するための施策をまとめた「三重県建設産業活性化プラン」(以下「プラン」という。)を策定するにあたり、有識者で構成する「三重県建設産業活性化プラン検討会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、プランの策定に関する事項について、意見を述べるものとする。

(委員の委嘱、任期)

第3条 委員は、優れた見識を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 前項の規定に関わらず、会議が必要と判断した場合においては臨時的に第三者を委員とすることができる。

3 委員の任期は、会議解散時までとする。

4 委員は、その職務を遂行するにあたっては公正不偏の立場で検討・議論をしなければならない。

5 委員について、その職務を代理すると認められる者が当該委員の委任状を提出した場合に限り、会議に参加することができる。

(委員長)

第4条 会議に委員長をおき、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を代表し、会議を総括する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて知事が招集し開催する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、県土整備部公共事業運営課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年10月29日から施行する。